

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年6月2日（平成28年（行情）諮問第405号）

答申日：平成29年9月25日（平成29年度（行情）答申第235号）

事件名：特定事件番号の答申において情報公開・個人情報保護審査会設置法9条に規定する調査を行ったのか，又は何ら調査をすることもなく妥当答申を出しているのかが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年2月8日付け府情個第550号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の内容及び理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）内容

審査請求人の求める情報ではないので，毎度一切答えようとしない情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号。以下「設置法」という。）9条違反であるかどうかの説明を含め，審査請求人の求める情報についての諮問を求める。

（2）理由

審査請求人の知りたい情報は，特定河川国道事務所の自然公園法違反行為について，そのような事実はないとする妥当答申を特定委員3名により首肯されるべきとするが，設置法9条に規定する調査を行わず，設置法に反し，何ら根拠もなく妥当答申に至った経緯にいての（原文ママ）情報の開示を求めるものである（民意を完全無視した形式だけの審査会進行状況が分かればよい）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が法3条の規定に基づき行った行政文書開示請求に対し処分庁が行った原処分に対してされたものである。

2 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人の求める情報ではないので、毎度一切答えようとししない設置法9条違反であるかどうかの説明を含め、審査請求人の求める情報についての諮問を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の知りたい情報は、特定河川国道事務所の自然公園法違反行為について、そのような事実はないとする妥当答申を特定委員3名により首肯されるべきであるとするが、設置法9条に規定する調査を行わず、同法に反し、何ら根拠もなく妥当答申に至った経緯についての情報の開示を求めるものである（民意を完全無視した形式だけの審査会進行状況が分かればよい。）。

3 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、本件対象文書の開示請求に対し、「特定河川国道事務所の自然公園法違反行為について、そのような事実はないとする妥当答申を、特定委員3名により首肯されるべきであるとされるが」との部分に認識の相違があるものの、「特定事件番号の答申（以下「本件答申」という。）において、」「設置法9条に規定する調査を行ったのか、又は何ら調査をすることもなく妥当答申を出しているのかが分かる情報。」の開示を求めているものと解し、検討した結果、該当する行政文書は作成・取得しておらず保有していないため、不開示とする原処分を行った。

4 原処分の妥当性について

(1) 設置法9条に基づく調査

情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、設置法2条に基づき、法等の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するために設置されている。

審査会は、不服申立てに係る事件について調査審議を行うに当たって必要があると認めるときは、設置法9条に基づき、諮問庁に対し行政文書等の提示を求めることなどの調査を行うことができるとされている。

(2) 本件対象文書の保有の有無

ア 審査会では、情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成17年情報公開・個人情報保護審査会規則第1号。以下「運営規則」という。）27条の規定に基づき、審査会（総会又は部会）の開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目などを記載した開催記録を作成することとされているが、設置法9条に基づく調査の実施の有無については必須の記載項目とはされていない。

本件答申に係る開催記録を確認したところ、設置法9条に基づく調査を行ったかどうか分かる記載は見られなかった。

イ 事務手続細則（平成17年4月1日会長決定。以下「細則」という。）第8の1において、担当専門官は、事件ごとに、その調査審議の経緯を明らかにするために進行管理票を作成することとされている。また、細則第8の2において、担当専門官は、事件ごとに関係書類を編てつすることとされている。

そこで、本件答申に係る進行管理票及び編てつされた関係書類を確認したところ、設置法9条に基づく調査を行ったかどうか分かる記載は見られなかった。

ウ したがって、本件対象文書については、審査会事務局において該当する行政文書を保有していないことから不開示とした原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年6月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年9月14日 | 審議 |
| ④ 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求人の求める情報ではないとしている。これに対し、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人は、行政文書開示請求書において、「請求する行政文書の名称等」として、別紙のとおり記載しており、審査請求書においても、「設置法9条に規定する調査を行わず、設置法に反し、何ら根拠もなく妥当答申に至った経緯についての情報の開示を求めるものである。」としていることから、設置法9条に基づく調査の実施の有無だけでなく、そのための検討状況等に係る情報についても開示を求めているものと解される。

(2) これに対し、諮問庁は、理由説明書（上記第3）の4において、本

件対象文書の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

審査会は、設置法 2 条に基づき、法等の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するために設置されている。

審査会は、必要があると認めるときは、設置法 9 条に基づき、諮問庁に対し行政文書等の提示を求めることなどの調査を行うことができるとされている。

運営規則 27 条において、記録の作成について定められているが、設置法 9 条に基づく調査の実施の有無については必須の記載項目とはされていない。

本件答申に係る開催記録を確認したところ、設置法 9 条に基づく調査を行ったかどうか分かる記載は見られなかった。

細則第 8 の 1 の進行管理票及び細則第 8 の 2 に基づき編てつされた本件答申に係る関係書類を確認したところ、設置法 9 条に基づく調査を行ったかどうか分かる記載は見られなかった。

したがって、本件対象文書については、審査会事務局において該当する行政文書を保有していないことから不開示とした原処分は妥当である。

(3) 以上を踏まえ、検討する。

ア 開催記録について

当審査会において、諮問庁から、運営規則及び本件答申に係る開催記録の提示を受け、確認したところ、諮問庁の説明のとおり、運営規則 27 条において記録の作成について定められているが、設置法 9 条に基づく調査の実施の有無については必須の記載項目とはされていない。また、当該開催記録については、設置法 9 条に基づく調査の実施の検討及び実際に調査を行ったかどうか分かる記載は確認出来なかった。

イ 進行管理票について

当審査会において、諮問庁から、細則及び本件答申に係る進行管理票の提示を受け、確認したところ、諮問庁の説明のとおり、細則第 8 の 1 において、進行管理票の作成について定められているが、設置法 9 条に基づく調査の実施の有無については必須の記載項目とはされていない。また、当該進行管理票については、設置法 9 条に基づく調査の実施の検討及び調査を行ったかどうか分かる記載は確認出来なかった。

ウ 調査審議に関する資料について

(ア) 審査会における答申の調査審議に関する資料について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、調査審議に関する資料は、細則第 8 の 2 の規定に基づき、審査会事務局の担当専門官が、事件ごとに、関係書類を第 1 分類（手続関係）、第 2 分類（証拠関

係)及び第3分類(その他)の3区分により分類し、編てつすることとされており、調査審議に関する資料を編てつしたファイルは、調査審議中は、審査会事務局執務室内のキャビネットにおいて保管・管理するが、答申後は、審査会事務局総務課が管理する書庫において保管しているとのことであった。

(イ)当審査会において、諮問庁が提示した細則を確認したところ、関係書類を上記3区分により分類し、編てつすると規定されていることが認められた。

(ウ)さらに、当審査会において、諮問庁から、本件答申の調査審議に関する資料を編てつしたファイルの提示を受け、確認したところ、設置法9条に基づく調査の実施の検討及び調査を行ったかどうか分かる記録は確認出来なかった。

エ 以上のことから、審査会事務局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も存しない。

したがって、審査会事務局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、審査会事務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

特定事件番号の答申において、特定国道事務所の自然公園法違反行為について、そのような事実はないとする妥当答申を、特定委員3名により首肯されるべきであるとされるが、「ない物はない。」ではなく、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条に規定する調査を行ったのか、又は何ら調査をすることもなく妥当答申を出しているのかが分かる情報。（「ない物はない。」という回答ではなく、同法9条に反し特定国道事務所にとって都合の悪い調査結果となる調査は一切行っていない等、不存在不開示とする不開示理由も添付していただきたい。国民には公務について「知る権利」があり、説明を求める権利がある。公務員主権の国民にとって不当な対応について明らかにさせるための情報公開制度である。）